

立石神社規格

平成23年10月 1日

1. 3年前まで当番を受けていない方は次年度当番とする。
2. 今年度の当番は1回休みとする。
3. 当番はくじ引きにて決める。
4. 門松の廃止（高さ60cm以下の松を1本立てる程度）
5. 宮掃除。12月～3月は月1回（第2日曜日）
6. 宮掃除。4月～11月は月2回（第1・第3日曜日）

※但し天候により当番の方が必要と判断した場合はこの記限りではない。

葬祭時の規格

葬祭時における神社参拝、及び奉仕作業・当番出役（再開）等について。

1. 第一親等（親族・兄弟）の場合 百カ日、法要明とする。
2. 第二親等（叔父・叔母）の場合四十九日、法要明とする。
3. 第三親等の場合、初七日 明とする。

この規格は23年度10月 1日より実施する事とする。